

特別養護老人ホーム百里サンハウス 災害発生時における事業継続計画(BCP)

令和 6 年 4 月 1 日 施行

法人名	社会福祉法人 武仁会	代表者	理事長 鬼澤沙織
事業所名	特別養護老人ホーム百里サンハウス 特別養護老人ホーム百里サンハウス(ユニット) 百里サンハウス短期入所生活介護事業所 百里サンハウス短期入所生活介護事業所(ユニット)		
所在地	小美玉市下吉影 2437-109	電話番号	0299-54-0029

目次

第1章 総則

- (1)業務継続計画の基本方針
- (2)推進体制
- (3)リスクの把握
 - ①ハザードマップの確認
 - ②施設の概要及び被害想定
- (4)研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

第2章 平常時の対応

- (1)建物・設備の安全対策
- (2)電気が止まった場合の対策
- (3)ガスが止まった時の対策
- (4)水道が止まった場合の対策
- (5)通信が麻痺した場合の対策
- (6)システムが停止した場合の対策
- (7)衛生面(トイレ等)の対策
- (8)必要品の備蓄

第3章 緊急時の対応

- (1)BCP 発動基準
- (2)行動基準
- (3)役割分担
- (4)対応拠点
- (5)安否確認
- (6)職員の参集基準
- (7)施設内外の避難場所・避難方法
- (8)優先業務の選定
 - ①優先する事業
 - ②優先する業務
- (9)職員の管理
- (10)復旧対応

自然災害（地震・台風等）発生時における事業継続計画

（法人名） 社会福祉法人武仁会

（施設名） 特別養護老人ホーム百里サンハウス
特別養護老人ホーム百里サンハウス(ユニット)
百里サンハウス短期入所生活介護事業所
百里サンハウス短期入所生活介護事業所(ユニット)

第1章 総論

（1）基本方針

本計画は、大地震等の自然災害などの不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断させても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順などを示すことにより以下について可能にすることを目的に作成する。

①入所者・利用者の安全確保

入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して生命・安全の確保に努める。

②サービスの継続

入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③要援護者の受け入れ

基本は福祉避難所として介護を要する方などの受け入れを検討する。災害時、地域の要支援者が施設へ救いを求めてくるのが想定される。出来る範囲で一定の受け入れを検討する。

④職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

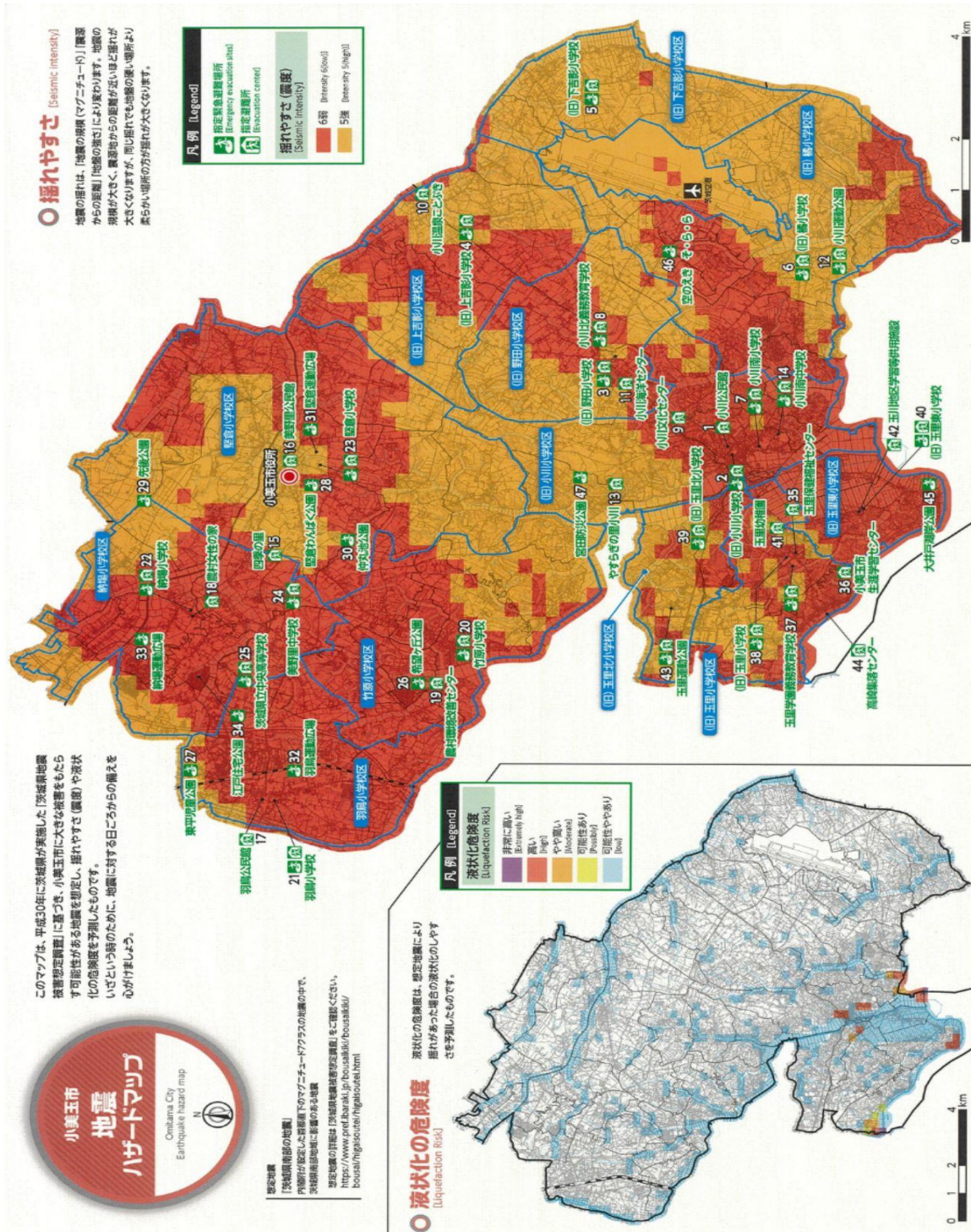
（2）推進体制

体制	役割	指揮・担当	担当
本部	全体の統括、指揮調整	理事長・施設長	施設長
連絡担当	地震・浸水情報の入手 被害(被災)状況の把握	事務長・事務員 生活相談員	ケアマネ 介護職員
救護・看護担当	負傷者の応急救護 ご利用者の看護等	看護職員	看護職員 介護職員
避難・誘導担当	ご利用者の避難誘導 初期消火	介護主任、副主任 ユニットリーダー —	看護職員 介護職員
総務担当	資機材調達 各種必需品管理 地域住民の避難受け入れ	事務長 生活相談員	事務員 栄養士(厨房職員)

(3) リスクの把握

① ハザードマップの確認

【地震時の揺れやすさ・液状化の危険度】小美玉市発行ハザードマップより

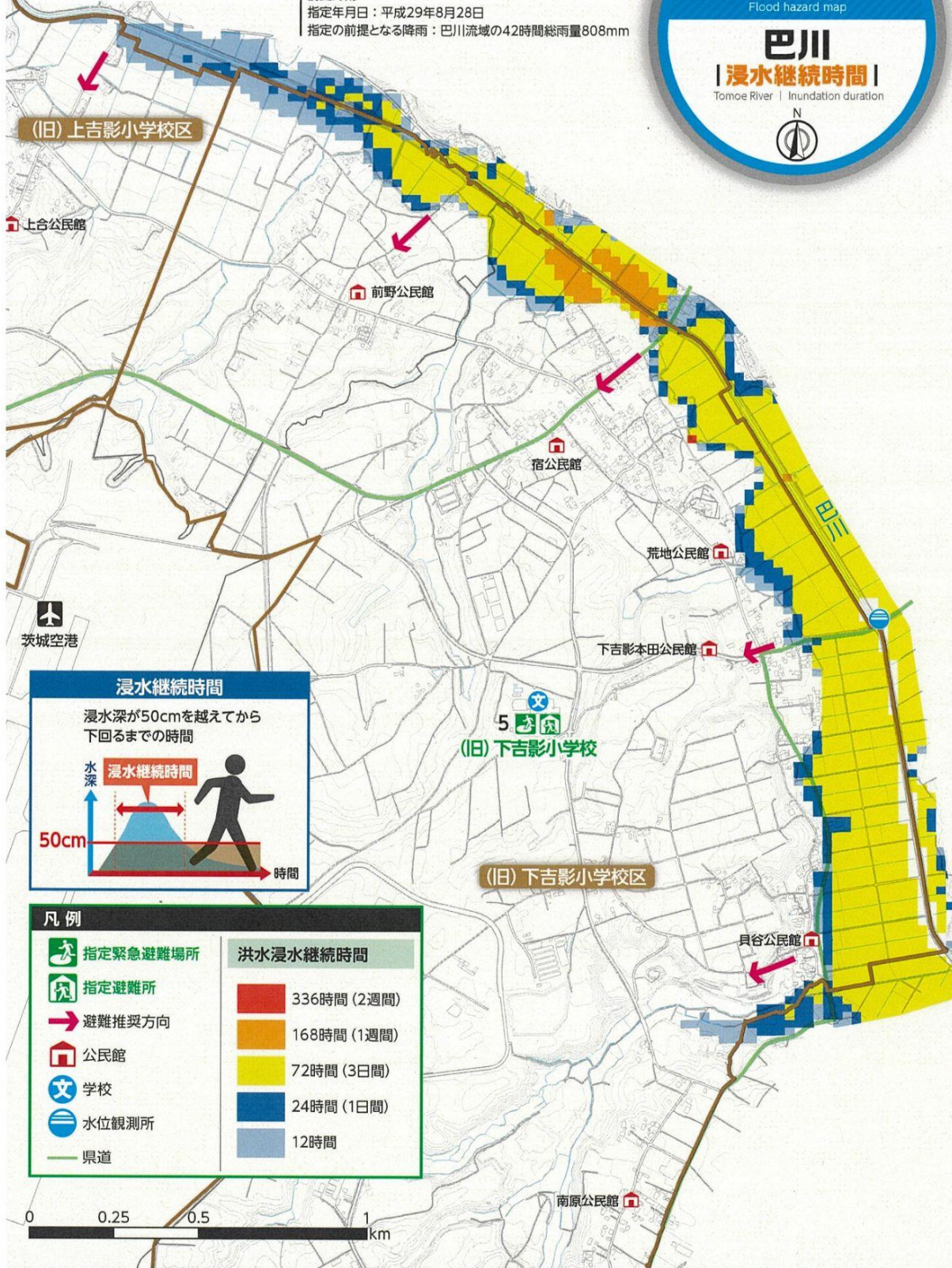


このマップは、茨城県が公表する「利根川水系巴川における想定最大規模降雨により浸水があった場合の想定される**浸水継続時間と区域**」を示したマップです。なお、前提となる降雨を超える規模の降雨等により、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される継続時間と実際の継続時間が異なる場合があります。浸水継続時間が長期にわたる場合は、立退き避難をしましょう。

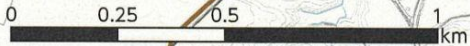
前提降雨
 指定年月日：平成29年8月28日
 指定の前提となる降雨：巴川流域の42時間総雨量808mm

小美玉市
洪水ハザードマップ
 Omitama City
 Flood hazard map

巴川
浸水継続時間
 Tomoe River | Inundation duration

凡例	
	指定緊急避難場所
	指定避難所
	避難推奨方向
	公民館
	学校
	水位観測所
	県道
洪水浸水継続時間	
	336時間 (2週間)
	168時間 (1週間)
	72時間 (3日間)
	24時間 (1日間)
	12時間



② 施設の概要及び被災想定

特別養護老人ホーム百里サンハウス

1	住 所	小美玉市下吉影 2437-109
2	敷 地 面 積	18,967,75 m ²
3	施設の構造	鉄筋コンクリート
4	地 盤	ローム台地 表層が約 5m 以上の火山灰質粘性土からなる地盤
5	海 抜	15m
6	地 震 予 想	表層地盤増幅率 1.44 揺れやすい地盤ではないが、老朽化もあるので相当の被害を想定する。
7	液 状 化	液状化しにくい地域となっているが、液状化は発生することを想定する。

震度 6 強の地震発生時の被害想定

項目	被害状況	復旧の目安
建物	鉄筋コンクリート造の倒壊はないが、安全が確保できない箇所発生恐れあり	被害状況により使用できないエリアが発生する
建物内部	固定されていない什器の転倒・天井等が転落し、一部のパソコンが故障する	什器等の再設置やガラスの破片・内部の収納等の片づけ等に 1 日以上要することが予想される。
電力	発災直後は、断線やキューピクルの被害により電力供給が中断される。	電力復旧は 1 週間後。復旧後も計画停電の可能性あり。
水道	配管の破損などで利用が困難	断水が 1 週間継続する
電話	断線や大量アクセスにより不通	不通が 1 週間継続
ガス	安全が確認できるまで使用できない	
通信	電柱の倒壊により電気が来なくなるので長期間の停電が発生する。	スマホは基地局が復旧すれば簡易充電器の使用で早期に復旧する。 (1～2 週間程度)
道路	道路や家屋の倒壊により交通が遮断される	

(参考:内閣府作成資料)

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

【教育、訓練年間スケジュール】

内容	主な目的	対象	実施時期（回数）
避難訓練	・地震災害等対応マニュアルの妥当性の検証と 避難経路の確認 ・職員、ご利用者への意識づけ	全職員	年2回

② BCPの検証・見直し

避難訓練等を行った内容の評価に基づいて毎年4月（年1回）に更新する。

ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

第2章 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
特別措置なし		

② 建物・設備の耐震措置

対象	被害想定と対応策
建物	建物自体は「健在」であるが、天井の一部が落下、蛍光灯・窓ガラスの一部が落下、飛散する被害が発生する。飛散防止フィルムの使用などを行う。
設備関連	固定していない設備・什器類が移動・転倒する。 プロパンガスは緊急停止する。 ⇒書棚は壁止めフックの設置及び突っ張り棒を設置している。
IT 関連	固定していないパソコンやサーバーが転倒・損傷する。 バックアップを取っていないパソコンデータが失われる。 介護ソフトにおいてはオンラインで随時バックアップされている。

③ 水害・風対策

※施設所在地は海拔 15m、施設周辺に河川などはなく洪水などの被害は低く台風等での水害の可能性も低い環境である。

建物は鉄筋コンクリート造で強固であるが、強風（竜巻など）によるガラスの破損が考えられる。

施設への道路が浸水する可能性あり災害時の参集には影響あり（銚田市巴川周辺）

対応策
強風等によるガラスの破損がある場合には、その部屋の使用はやめて、窓からできるだけ遠くの場所へ避難する

(2)電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
喀痰吸引・酸素などの生命維持に必要な機器を優先。	災害時のガソリン式の発電機器を設置。ガソリン式の発電機3台を正面玄関の部屋にガソリンとともに置いている。 エコモードで12時間稼働。※操作方法手順書添付

(3)ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理機器	カセットコンロ、ホットプレート
暖房機器	毛布・湯たんぽ
給湯設備	入浴は中止し、清拭

(4)水道が止まった場合の対策

① 飲料水

【4 施設共通】
アルファ米等の調理・味噌汁提供等合わせて190ℓ確保している。保存期間に留意する。

② 生活用水

【4 施設共通】
貯水槽、給水パイプが破損していない場合には、貯水している水の使用が可能であり、生活用水に一義的に充てる。保管期限の切れた飲料水を生活用水として保管している。

(5)通信が麻痺した場合の対策

消防署への通報はデジタル回線であり停電時でも回線が遮断していなければ用いることができる。
光回線での電話設備は、停電時には使用ができない。
回線が遮断した場合には、スマホでの電話、メールを行う。
【業務用の携帯電話の電話番号】
施設 070-2650-9803

(6)システムが停止した場合の対策

請求に関わるなどの介護ソフトのバックアップは常時されており特に問題はない。
電源が喪失したときにはシステム関係は使えない。電気の復旧を待つて使用する。
介護記録、看護記録は手書き中心の為記録には特に支障はない。相談日誌も手書きで対応ができる。
介護請求は、介護ソフト「ワイズマン」で行っており、電源が喪失した場合にはシステムでの請求ができなくなる。発電機で補助電源の確保ができた場合には、CDでの提出が認められているので各事業所がCD作成したものを事務所で集計して請求を行う。電源が復旧した場合には「ワイズマン」に書き込む。

(7)衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策(非常用トイレを物品庫へ保管)

【利用者】

パット、おむつ使用者以外は、水洗トイレが使用できなくなるのでポータブルトイレ及び簡易ポータブルトイレにビニール袋を付け使用していく。

【職員】

トイレに設置できる簡易トイレを使用

② 汚物対策

各施設で汚物の廃棄場所を決めておく。汚物の凝固処理したものは、可燃性ごみとして復旧後に処理を行う。

使用済みのパッド、おむつ等は、ポリ袋に入れて廃棄場所に保管する。

復旧後は可燃性ごみとして処理を行う。

【廃棄場所】

従来型 ⇒ S12 号室横の非常口を出たところ

ユニット ⇒ リバー館南側非常口を出たところ

(8)必要品の備蓄

必要品の備蓄は物品庫・陶芸室・バード館休憩室に分散して保管する。不足する場合・被災時には、危険がなくなった時点で、自動車又はリヤカーを使用して各施設に配布する。最低でもご利用者（116名）+職員（30名）合計 146名（438食）の3日分の保管が必要である。

【飲料・食品】、【医薬品・衛生用品・日用品】、【備品】
「備蓄品倉庫 備蓄品リストのとおり」

第3章 緊急時の対応

(1)BCP 発動基準

【地震による発動基準】

小美玉市内と近隣の市町村において、震度6弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

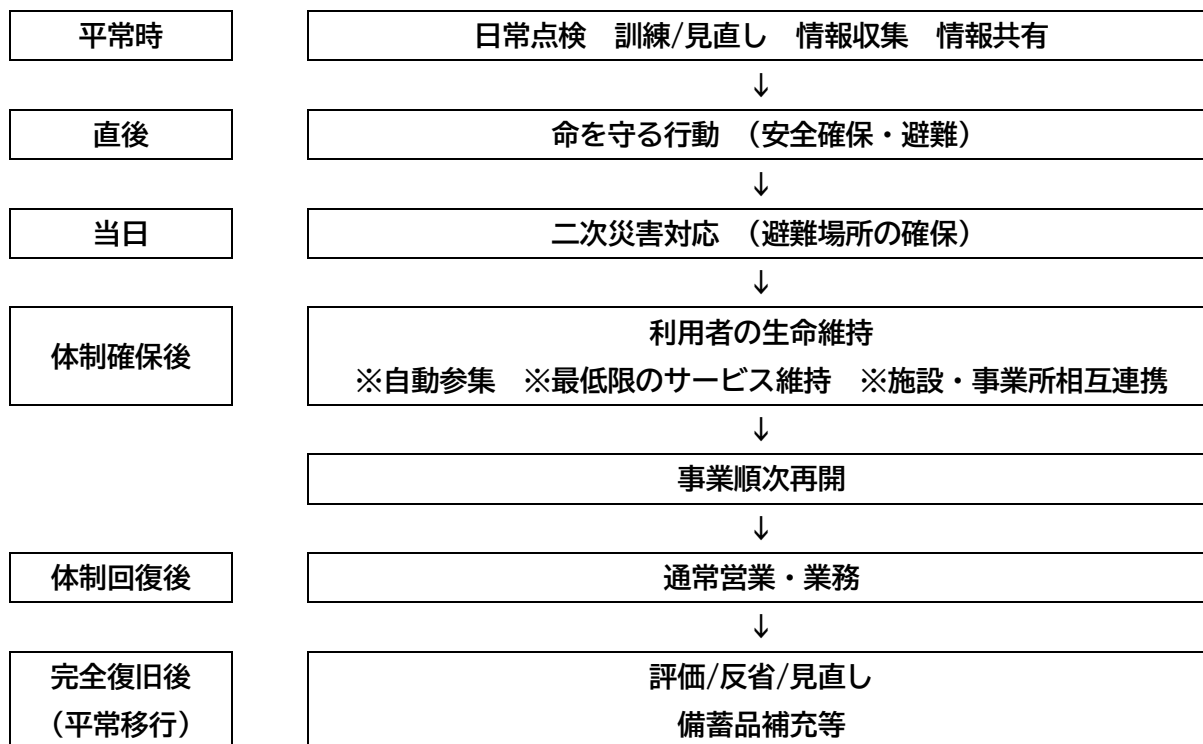
- ・大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。

(2)行動基準

発生時の行動指針は下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保・生命維持
- ② 二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ③ 地域との連携、関係機関との連携
- ④ 情報発信

【発災時の行動基準】



(3)役割分担

本部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行する ・災害応急対策について指揮を行う
連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連絡を取る ・家族に状況を連絡 ・必要に応じて消防・警察等へ連絡し情報を入手する
救護・看護担当	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送・搬送 <p>※非常時の緊急連絡先一覧表を参照</p>
避難・誘導担当	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確認、利用者に情報を提供 ・利用者の避難誘導 ・施設設備の損壊状況の調査、写真撮影、報告、応急処置（写真撮影は保険請求に必要） ・家族等への引渡し・引継ぎ ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火の防止と発火の際の初期消火
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受け入れ体制の整備 ・食料、飲料水、トイレ、衛生用品などの確保

(4)対策本部設置場所候補

第1候補	第2候補	第3候補
事務所	ミーティングルーム	被害状況により判断

(5)役割分担

① 利用者の安全確認

安否確認シート(または検温表)を使用し利用者の安否確認・負傷状況などを整理する。

② 職員の安否確認

【施設内】

・職員の安否確認は、利用者の安否確認と合わせてリーダーが確認し施設長へ報告する。

【自宅等】

・自宅で被災した場合(自地域で震度5強以上)は、施設へ自身で安否確認を報告する。
 ・報告する事項は自身・家族が無事かどうか、出勤可否を報告する。

(6)職員の参集基準

1. 震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員から事業所へ連絡をとり、30分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら、参集する。
2. 自らまたは家族が被災した場合や、道路などの事情により参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

(7)施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難所	第2避難所
従来型/避難場所	食堂	リハビリ室
ユニット/避難場所	リバー館中央ホール	食堂
避難方法	・安全に留意しながら誘導 ・避難場所を大声で周知しながら集合する ・天井からの落下物に留意する	

【施設外】

	第1避難所	第2避難所
従来型/避難場所	正面駐車場	施設裏駐車場
避難方法	・安全に留意しながら誘導 ・避難場所を大声で周知しながら集合する ・外壁などの落下物に留意する	

(8)優先業務の選定

① 優先する事業

- | |
|---|
| <p><優先する事業></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 特別養護老人ホーム百里サンハウス(2) 特別養護老人ホーム百里サンハウス(ユニット) <p><当面停止する事業></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 百里サンハウス短期入所生活介護事業所(新規受け入れ中止)(2) 百里サンハウス通所介護事業所 <p><一時中断し、早期に再開する事業></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 百里サンハウス居宅介護支援事業所 |
|---|

② 優先する業務

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間である。この期間は、厳密には被害状況の想定にもよるが、資源不足や人員の確保が整わない状況下での混乱が多く、負担も多く見られることが考えられるため生命の維持・安全の確保を最優先として取り組む。最低でも応急業務が軌道に乗る1週間以上、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も考慮して発災直後から1ヶ月間とする。

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
優先業務の基準	生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心、 その他は休止 もしくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
食事の回数	減少	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常どおり
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常どおり
排泄介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常どおり
入浴介助	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	ほぼ通常どおり
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常どおり
医療的ケア (与薬を含む)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常どおり
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常どおり
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に 交換	順次、部分的に 交換	ほぼ通常どおり

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後は、職員が長期間帰宅できない状況も想定されるため休憩・宿泊場所を指定する。

休憩/宿泊場所	当直室/デイサービスルーム/託児所/リハビリ室 ※利用者の避難場所により調整する
---------	---

② 勤務シフト

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担を軽減に配慮して勤務体制を組むようにする。「職員・安否確認シート」で状況の把握を行う。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所を「建物・設備の被害点検シート」を使用し整理する。破損個所については写真に撮っておく。